

小樽市情報公開条例の一部を改正する条例及び小樽市個人情報保護条例の一部を改正する条例(原案の概要)

全部改正された「行政不服審査法」が平成28年度から施行されることに伴い、「小樽市情報公開条例」と「小樽市個人情報保護条例」を改正します。

■ 条例改正の背景・趣旨

○ 行政不服審査法の全部改正

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、約50年ぶりに抜本的な見直しが行われ、平成26年6月13日に行政不服審査法の全部が改正され、次の概要のとおり平成28年4月1日から施行されることに伴い、上記条例を制定するものです。

(1) 審理員の新設

ア 審査請求がなされた場合において、審査請求人及び処分庁等※1の主張を公正に審理するために、審査庁※2の職員のうち処分に関与しない者から指名される審理員が審理を行い、審理員意見書（裁決案）を作成することとなりました。

イ ただし、教育委員会などの地方自治法第138条の4第1項に規定する地方公共団体の執行機関が審査庁となる場合や、条例に基づく処分について条例に特別の定めがある場合には、審理員を指名しないで審理手続を行うことができます。

※1…審査請求に係る処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁

※2…審査請求がされた行政庁。原則は処分庁等の最上級行政庁が審査庁となるが、処分庁等に上級行政庁がない場合は当該処分庁等が審査庁となる。

(2) 諮問機関の新設

ア 審理員意見書が作成された場合は、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の審査請求についての判断の妥当性を第三者の立場からチェックし、裁決の客観性・公正性を高めるため、審査請求人が希望しない場合、第三者機関が不要と認めた場合、審査請求を全部容認する場合等の例外の場合を除き、附属機関である第三者機関への諮問を義務付けることとなりました。

イ また、地方公共団体は、条例で附属機関として第三者機関を設置する義務を負います。

(3) 不服申立て方法の一元化・請求期間

従来の異議申立てと審査請求が審査請求のみに一本化され、審査請求期間が60日から3か月となりました。

■ 条例案の概要

○ 審理員制度の除外

小樽市の情報公開制度及び個人情報保護制度においては、審査請求がなされた場合において、審査請求を全部容認するなどの場合を除き、学識経験者・弁護士等を委員とする審査会への諮問を義務付けることにより、第三者の立場からのチェックを行っており、公正性の担保が既になされていることから、小樽市情報公開条例に基づく公文書の開示請求及び小樽市個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示請求等に関し審査請求がされた場合には、それぞれの条例に特別の定めを設け、審理員の指名を不要とし、小樽市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」）への諮問答申に基づき裁決を行う現行制度を維持します。

（次のページの【改正後の公文書の開示請求、保有個人情報の開示請求等に関する審査請求のイメージ図】を参照）

○ その他の改正

- (1) 審査会への審査請求に係る諮問は、処分庁等から提出された弁明書の写しを添えてしなければならないこととします。

- (2) 「決定及び裁決」を「裁決」とするなどの行政不服審査法の全部改正に伴う用語の整備等の所要の改正を行います。

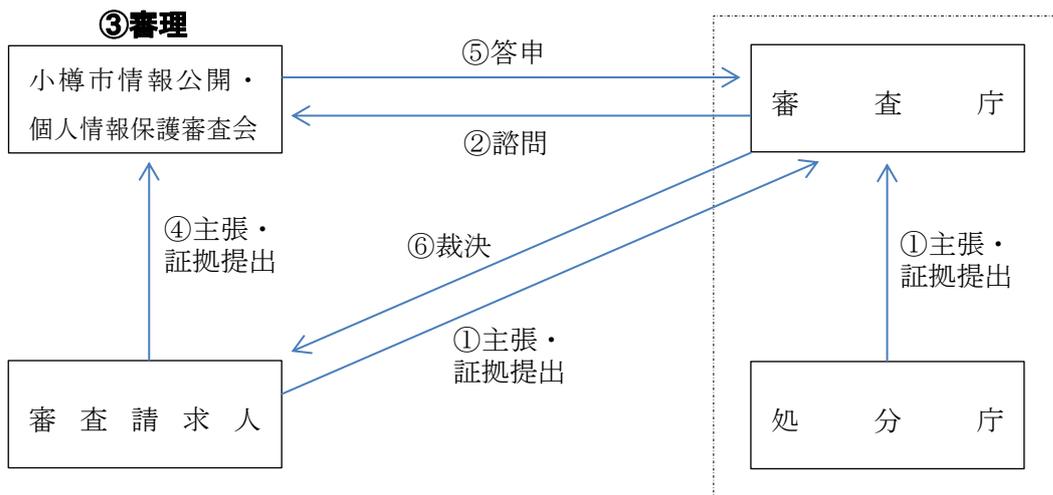
○ 改正後の条例の施行日及び経過措置

改正後の条例の施行日は、全部改正後の行政不服審査法の施行の日である平成28年4月1日です。ただし、全部改正後の行政不服審査法と同様に、施行日前に行われた開示決定等についての審査請求については、従前のおりとします。

【改正後の公文書の開示請求、保有個人情報の開示請求等に関する審査請求のイメージ図】

★小樽市においては、「①現行制度を基本とした場合」を採用します。

①現行制度を基本とした場合



②審理員制度を導入した場合

